

# 家畜保健衛生所情報

令和4年11月 4日

## 高病原性鳥インフルエンザが3県で相次いで発生！ 四国、関東で今シーズン初

令和4年11月1日から4日にかけて、3県の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が相次いで確認されました（今シーズン国内3～5例目）。

### ■農場の概要

	確認日	所在地	飼養状況	羽数
3例目	令和4年 11月1日	香川県 観音寺市	採卵鶏	約4万羽
4例目	令和4年 11月4日	茨城県 かすみがうら市	採卵鶏	約100万羽
5例目	令和4年 11月4日	岡山県 倉敷市	採卵鶏	約51万羽

### ■対応

- (1) 当該農場で飼養されている家きんについて、疑似患畜として処分する。
- (2) 当該農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから半径10km以内の区域について搬出制限区域の設定等、必要な防疫措置を実施する。

家きんを飼養されている皆様におかれましては裏面の事項に注意し、飼養衛生管理基準の遵守による本病のウイルスの侵入防止対策、及び異常家きん発見時の早期通報をお願いします。また、家畜保健衛生所情報「4-9」でもお知らせしたとおり、飼養衛生管理基準の遵守について、自己点検を実施してください。

- 飼養家さんの健康観察を行い、異常鶏の有無の確認を徹底して下さい。
- 異常家さん発見時には家畜保健衛生所への早期通報をお願いします。

(下記写真参照)

- 鶏舎出入口での消毒を徹底して下さい。
- 野鳥の鶏舎等への侵入防止の為、防鳥ネットの再確認をして下さい。
- 鶏舎周囲へ消石灰を散布するなど、野生動物等の侵入防止に努めて下さい。
- 発生国の家さん農家等関連施設への訪問は、控えて下さい。

### 【高病原性鳥インフルエンザによる死亡例】



過去 21 日間の平均死亡率の 2 倍を超える死亡があった場合には、家畜保健衛生所へ届け出ることが義務づけられています。

鳥インフルエンザについての最新情報は、農林水産省等のホームページ（下記アドレス）に掲載されていますので、ご確認ください。

<農水省 HP>



<環境省 HP>



<香川県 HP>



<茨城県 HP>



<岡山県 HP>



\*\*\*\*\*

本情報に関するお問い合わせ及び通報先は

大阪府家畜保健衛生所

〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1-59

TEL 072-458-1151

FAX 072-458-1152